

(市町村が行う第三項に規定する取組を支援するものに限る。)を支援するため、当該支援及び事業を行う都道府県に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該支援及び事業に係る取組の状況に応じて交付する。

(都道府県の介護給付費等に対する負担金等の額)

第二条 法第一百二十三条第一項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して負担する額は、各市町村につき、当該年度における第一条第一項第一号及び第三号に掲げる額の合算額の百分比の十二・五に相当する額並びに同項第二号及び第四号に掲げる額の百分比の十七・五に相当する額の合算額とする。

第一条第二項の規定は、前項の規定により都道府県が市町村に対して負担する額の算定について準用する。

法第一百二十三条第三項の規定により、毎年度都道府県が市町村に對して交付する額は、各市町村につき、当該年度における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の百分比の十二・五に相当する額とする。

法第一百二十三条第四項の規定により、毎年度都道府県が市町村に對して交付する額は、各市町村につき、当該年度における特定地域支援事業支援額の百分比の二十五に相当する額とする。

市町村の一般会計における介護給付費等に対する負担金の額

第三条 法第一百二十四条第一項の規定により、毎年度市町村が一般会計において負担する額は、当該市町村につき、当該年度における第一条第一項各号に掲げる額の合算額の百分比の十一・五に相当する額とする。

第一条第二項の規定は、前項の規定により市町村が一般会計において負担する額の算定について準用する。

法第一百二十四条第三項の規定により、毎年度市町村が一般会計において負担する額は、当該市町村につき、当該年度における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の百分比の十二・五に相当する額とする。

法第一百二十四条第四項の規定により、毎年度市町村が一般会計において負担する額は、当該市町村につき、当該年度における特定地域支援事業支援額の百分比の二十五に相当する額とする。

(市町村の特別会計への繰入れ等)

第三条の二 法第一百二十四条の二第一項の規定により、毎年度市町村が介護保険に關する特別会計

計に繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該市町村が令第三十九条第十一項から第十三項までに定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課することにより減額されることとなる保険料の額を合計した額（その額が現に当該年度分の保険料について令第三十九条第十一項から第十三項までに定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課することにより減額された保険料の額の合計額を超えるときは、当該合計額）とする。

2 法第百二十四条の二第一項の規定による繰入され、市町村の介護保険に関する特別会計（当該特別会計が保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に区分されているときは、当該特別会計）に繰り入れるものとする。

3 法第百二十四条の二第二項及び第三項の規定による国及び都道府県の負担は、同条第一項の規定による繰入れが行われた年度において行うものとする。

（介護給付費交付金の額）

第四条 法第百二十五条第一項の規定により、毎年度同項に規定する社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が市町村に対して交付する介護給付費交付金の額は、各市町村につき、当該年度における第一条第一項各号に掲げる額の合算額に法第二百五条第二項に規定する第二号被保険者負担率を乗じて得た額とする。

2 第一条第二項の規定は、前項の規定により支払基金が市町村に対して交付する介護給付費交付金の額の算定について準用する。（令和六年度から令和八年度までの第二号被保険者負担率）

第五条 令和六年度から令和八年度までの法第二百五十五条第二項に規定する第二号被保険者負担率は、百分の二十七とする。

（地域支援事業支援交付金の額）

き、当該年度における介護予防・日常生活支援総合事業を要する費用の額に法第百二十五条第二項に規定する第二号被保険者負担率を乗じて得た額とする。

(財政安定化基金による交付事業)

第六条 法第百四十七条第一項第一号に掲げる事業に係る交付金（以下「基金事業交付金」という。）の交付は、計画期間（同条第二項第一号に規定する計画期間をいう。以下同じ。）の最終年度において行うものとする。

2 前項の基金事業交付金の額は、各市町村につき、第一号に掲げる額（当該額が第三号に掲げる額を超えるときは、同号に掲げる額とする）の二分の一に相当する額とする。ただし、実績保険料収納額（法第百四十七条第二項第二号に規定する実績保険料収納額をいう。以下同じ。）及び基金事業対象繰入額の合計額が保険料収納下限額に不足すると見込まれる市町村（災害その他特別の事情により当該合計額が保険料収納下限額に不足すると見込まれる市町村を除く。）については、次条第四項第二号において同じ。）については、第二号に掲げる額（当該額が第三号に掲げる額のを上回るときは、同号に掲げる額とする。）の二分の一に相当する額とする。

一 予定保険料収納額（法第百四十七条第二項第一号に規定する予定保険料収納額をいう。以下同じ。）から実績保険料収納額及び基金事業対象繰入額の合計額を控除して得た額の見込額

二 予定保険料収納額から保険料収納下限額を控除して得た額の見込額

三 基金事業対象費用額（法第百四十七条第二項第四号に規定する基金事業対象費用額をいう。以下同じ。）から基金事業対象収入額（同項第三号に規定する基金事業対象収入額をいう。以下同じ。）を控除して得た額の見込額

4 前項の基金事業対象繰入額（以下「保険料収納下限額」という。）は、各市町村につき、計画期間における法第百二十四条の二第一項の規定による繰入金の額の合計額に当該市町村の当該計画期間における基金事業対象比率を乗じて得た額とする。

以下同じ。)に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額に、各市町村の第一号被保険者の数等の区分に応じて厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。

5 前二項の基金事業対象比率(以下「基金事業対象比率」という。)は、各市町村につき、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一 計画期間の各年度における介護給付及び予防給付に要する費用の額(法第二百二十二条第二項に規定する市町村に係る当該介護給付及び予防給付に要する費用については、当該市町村につき第一条第二項の規定の例により算定した費用の額とする。以下「標準給付費額」という。)、地域支援事業(法第二百五十五条に規定する地域支援事業をいう。以下同じ。)に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額及び基金事業借入金(法第二百四十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。)の償還に要する費用の額の合算額の見込額の総額から、計画期間の各年度における令第二百四十八条第三項第二号に掲げる額のうち標準給付費額・地域支援事業に要する費用の額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額及び法第二百二十二条の三第一項の規定による交付金の額のうち介護事業に要する費用の額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額の見込額の総額を控除して得た額

二 計画期間における保険料収納必要額

6 都道府県は、基金事業交付金の交付を受ける市町村が予定保険料収納率(令第三十八条第四項に規定する予定保険料収納率をいう。次条第五項において同じ。)を不适当に過大に見込んだことにより、第二項の規定により算定される基金事業交付金の額が不适当に過大となると認められる場合その他必要と認められるときは、当該市町村に対する基金事業交付金の額を減額し、又は交付しないことができる。

(財政安定化基金による貸付事業)

第十四条 第六条から前条までに規定するもののほか、財政安定化基金の運営に関する必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(法第二百四十八条に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額の算定方法)

第十五条 法第二百四十八条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した介護給付及び予防給付に要する費用の額は、第一条第二項の規定の例により算定するものとする。

(市町村相互財政安定化事業の調整方法)

第十六条 法第二百四十八条第一項に規定する市町村相互財政安定化事業は、事業実施期間(同条第二項に規定する事業実施期間をいう。以下同じ。)において、各特定市町村(同項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。)につき、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を上回る場合にあっては第一号に掲げる額から第二号に掲

第七条第二項中「保険料の総額」とあるのは「保険料の総額及び市町村相互財政安定化事業により交付された額の合算額」と、同条第三項中「及び基金事業借入金の償還に要する費用の額」とあるのは、「基金事業借入金の償還に要する費用の額及び市町村相互財政安定化事業により負担する額」と、第十一条中「実績保険料収納額」とあるのは、「実績保険料収納額、市町村相互財政安定化事業により交付された額の総額」と、第十二条中「及び基金事業借入金の償還に要する費用の総額」とあるのは、「基金事業借入金の償還に要する費用の総額及び市町村相互財政安定化事業により負担する額の総額」とする。

げる額を控除して得た額を基準として規約（同条第三項）の規約をいう。以下同じ。）で定めるところにより算定した額を負担し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る場合には第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除して得た額を基準として規約で定めることにより算定した額を交付することにより行うものとする。

二イに掲げる額に口に掲げる数を乗じて得た

口　補正第一号被保険者数（令第三十八条第五項（令第三十九条第三項において準用する場合を含む。）に規定する補正第一号被保険者数をいう。次条第二号において同

二 各特定市町村の補正第一号被保険者数を合計した数

標準報酬の月額の同年度の合計額の総額に、厚生労働省令で定めるところにより、イに掲げる額を口に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額) 及び当該共済組合の組合員の標準期末手当等の額(国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準期末手当等の額をいう。第四号において同じ。)の同年度の合計額の総額を合算した額 イ 前々年度の厚生労働省令で定める基準となる月(以下この項において「基準月」という。)における標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員の標準報酬の月額の基礎となつた報酬の月額を健康保険法の規定による報酬額とみなして定めた額に規定する標準報

二 事業実施期間における各年度のイに掲げる額の合算額の見込額から口に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額
イ 標準給付費額、地域支援事業に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額及び基金事業借入金の償還に要する費用の額の合算額

で第二百二十四条の規定に並びに法第二百二十二条の規定による負担金の額、法第二百二十二条の規定による調整交付金の額、法第二百二十二条の二及び法第二百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金の額、法第二百一十五条の規定による介護給付費交付金の額並びに法第二百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金の額の合算額

第十七条 事業実施期間における調整保険料率の算定方法

第十七條の二 法第百五十二条第一項第一号の
第二号被保険者標準報酬総額は、次の各号に掲
げる被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保
に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第
七条第三項に規定する被用者保険等保険者をい
う。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定
めるところにより補正して得た額とする。

一 全国健康保険協会及び健康保険組合 全国
健康保険協会及び当該健康保険組合の被保険
者（第二号被保険者である者に限る。）の健
康保険法（大正十一年法律第七十号）又は船
員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に規
定する標準報酬月額の前々年度の合計額の総
額に百分の百を乗じて得た額及び当該被保
険者の健康保険法又は船員保険法に規定する標
準賞与額の同年度の合計額の総額を合算し
た額

係る法第百四十八条第二項に規定する政令で定める基準は、事業実施期間ごとに、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を標準として規約で定める額とする。

一 各特定市町村の事業実施期間における各年

第十七条の二 法第百五十二条第一項第一号イの
第二号被保険者標準報酬総額は、次の各号に掲
げる被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保
に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第
七条第三項に規定する被用者保険等保険者をい
う。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定
めるところにより補正して得た額とする。
一 全国健康保険協会及び健康保険組合 全国
健康保険協会及び当該健康保険組合の被保険
者（第二号被保険者である者に限る。）の健
康保険法（大正十一年法律第七十号）又は船
員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に規
定する標準報酬月額の前々年度の合計額の総
額に百分の百を乗じて得た額及び当該被保険
者の健康保険法又は船員保険法に規定する標
準賞与額の同年度の合計額の総額を合算し
た額
二 共済組合 当該共済組合の組合員（第二号
被保険者である者に限り、国家公務員共済組
合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）によ
る短期給付に関する規定が適用されない者及
び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法
律第二百五十二号）による短期給付に関する規
定による短期給付による規

度のイに掲げる額の合算額の見込額から口に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額の合算額

イ 標準給付費額、地域支援事業に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額及び基金事業借入金の償還に要する費用の額の合算額

口 法第二百二十二条、第二百二十三条第一項及び第二項並びに第二百二十四条の規定による

二 共済組合 当該共済組合の組合員（第二号）被保険者である者に限り、國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による短期給付に関する規定が適用されない者及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給付に関する規定が適用されない者を除く。以下この号及び次項において同じ。の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬（以下この条において「標準報酬」という。）の月額をいう。以下この条において同じ。）の前々年度の合計額の総額（標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員がある場合にあっては、当該共済組合の組合員の

口 前々年度の基準月における加入者の私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の総額

四 国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。以下この号において「組合」という。）当該組合の組合員（第二号被保険者、つづき者を限る。以下この号において「組合員」という。）

2 健康保険法に規定する標準報酬月額の等級又は標準報酬の等級若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度の共済組合の組合員の標準報酬の月額の合計額の総額及び加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額をそれぞれ同年度の四月から当該額の総額については、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額をそれぞれ同年度の四月から当該改定が行われた月（以下この項において「改定期」）の前月までの期間に係る額と改定期から同年度の三月までの期間に係る額に区分し、それぞれの額につき前項第二号及び第三号の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより補正して得た額を合算した額とする。（医療保険者の合併等の場合における納付金の額の算定の特例）

第十八条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令三百二十五号）第二条第一項（同項第二号イ及び第三号イを除く。）から第四項までの規定は、医療保険者が合併、分割又は解散をした場合における法第一百五十四条に規定する納付金の額の算定の特例について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

労働大臣の指定する医療保険者に係る当該請求は、厚生労働大臣に対して行うものとする。

労働大臣の指定する医療保険者に係る当該請求は、厚生労働大臣に対して行うものとする。

第二十条 法第六百六十八条第一項の規定により支払基金が発行する債券（以下「支払基金介護保険債券」という。）は、無記名利札付きとする。

（支払基金介護保険債券の引受け）

第二十三条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が支払基金介護保険債券を引き受ける場合の措置

十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

十 応募額が支払基金介護保険債券の総額を超えるとき

九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

八 その旨

七 支払基金介護保険債券の発行の価額

六 利息の支払の方針及び期限

五 支払基金介護保険債券の利率

四 支払基金介護保険債券の金額

三 各支払基金介護保険債券の総額

二 支払基金介護保険債券申込証は、支払基金が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 支払基金介護保険債券の名称

3 は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該支払基金介護保険債券の振替を行うための口座（同条第一項において「振替口座」という。）を支払基金介護保険債券申込証に記載しなければならない。

二十八年度において見込まれる額とする。
の総額

3 両年度基金残高不足都道府県に係る第一項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは「得た額及び同条第四項に規定する不足する額の三分の一に相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める額と同一額及び同項第一号」とあるのは「附則第三条第二項に規定する不足する額の三分の一に相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額の合算額」と、「厚生労働大臣が定めた額及び同項第一号」とあるのは「附則第三条第二項に規定する不足する額の三分の一に相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める額及び第4項の同条第四項に規定する不足する額の三分の一に相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める額及び同項第一号」とする。」とする。
4 前項の兩年度基金残高不足都道府県は、第二項に規定する平成二十九年度基金残高不足都道府県のうち、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額に不足するものであつて、当該不足する額を厚生労働大臣に申し出たるものとする。
一 平成二十九年度の末日における財政安定化基金の残高
二 次のイからハまでに掲げる額の合算額
イ 平成二十九年度中に都道府県が法第百四十七条第五項の規定により財政安定化基金余剰額に繰り入れる額の見込額（前項の規定を適用しないとしたならば、同年度において見込まれる額とする。）
ロ 平成二十九年度中の都道府県内の各市町村の基金事業借入金の償還見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額
ハ 平成二十九年度中の法第百四十七条第七項に規定する収入の見込額（同年度において見込まれる額とする。）
三 次のイ及びロに掲げる額の合算額
イ 平成二十九年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業交付金の見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額
ロ 平成二十七年度から平成二十九年度までの計画期間における平成二十九年度基金残高不足都道府県に係る第十二条第一項、第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「第一号」とあるのは「当初見込拠出金の額（第一号」と、「とする」とあるのは「をい

分の一に相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める額に第一号に掲げる率を乗じて得た額をいう。)の合算額とする」と、同項各号中「見込額」とあるのは「見込額(平成二十六年度において見込まれる額とする。)」と、「都道府県内標準給付費等総額」とあるのは「当初見込都道府県内標準給付費等総額」と、同條第二項中「市町村の拠出金の額」とあるのは「市町村の同項に規定する当初見込拠出金の額」と、同條第四項及び第六項中「第一項第一号に掲げる額」とあるのは「第一項の厚生労働大臣が定めた額」とあるのは「第一項の厚生労働大臣が定めた額及び同項第一号に掲げる額の合算額」とする。

6 前項の平成二十九年度基金残高不足都道府県は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額に不足する都道府県であつて、当該不足する額を厚生労働大臣に申し出たもの(第二項に規定する平成二十八年度基金残高不足都道府県を除く。)とする。

一 平成二十八年度の末日における財政安定化基金の残高

二 次のイからハまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十九年度中に都道府県が法第百四十七条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額(前項の規定を適用しないとしたならば、同年度において見込まれる額とする。)

ロ 平成二十九年度中の都道府県内の各市町村の基金事業借入金の償還見込額(同年度において見込まれる額とする。)の総額

ハ 平成二十九年度中の法第百四十七条第七項に規定する収入の見込額(同年度において見込まれる額とする。)

三 次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二十九年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業貸付金の見込額(同年度において見込まれる額とする。)の総額

ロ 平成二十九年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業貸付金の見込額(同年度において見込まれる額とする。)の総額

(令和三年度から令和五年度までの計画期間における財政安定化基金拠出金の額の算定方法等に関する特例)

第三条の二 令和三年度から令和五年度までの計画期間における令和四年度基金残高不足都道府

「第一号」とあるのは、「当初見込拠出金の額（第一号）と、「とする」とあるのは、「をいう。」及び期中追加拠出金の額（当該都道府県の附則第三条の二第二項に規定する不足する額の三分の一に相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める額に同号に掲げる率を乗じて得た額をいふ。）の合算額とする」と、同項各号中「見込額」とあるのは、「見込額（令和二年度において見込まれる額とする。）」と、「都道府県内標準給付費等総額」とあるのは、「当初見込都道府県内標準給付費等総額」と、同条第二項中「市町村の拠出金の額」とあるのは、「市町村の同項に規定する当初見込拠出金の額」と、同条第四項及び第六項中「第一項第一号に掲げる額」とあるのは、「第一項の厚生労働大臣が定める額及び同項第一号に掲げる額の合算額」とする。

二 前項の令和四年度基金残高不足都道府県は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額に不足する都道府県であつて、当該不足する額を厚生労働大臣に申し出たものとする。

一 令和四年度の末日における財政安定化基金の残高の見込額（同年度において見込まれる額とする。）

二 次のイからハまでに掲げる額の合算額

イ 令和五年度中に都道府県が法第百四十七条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額（前項の規定を適用しないとしたならば、令和四年度において見込まれる額とする。）

ロ 令和五年度中の都道府県内の各市町村の基金事業借入金の償還見込額（令和四年度において見込まれる額とする。）の総額

ハ 令和五年度中の法第百四十七条第七項に規定する収入の見込額（令和四年度において見込まれる額とする。）

三 次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ 令和五年度中の都道府県内の各市町村にに対する基金事業交付金の見込額（令和四年度において見込まれる額とする。）の総額

ロ 令和五年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業貸付金の見込額（令和四年度において見込まれる額とする。）の合算額

4 前項の両年度基金残高不足都道府県は、第二項に規定する令和四年度基金残高不足都道府県のうち、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額に不足するものであつて、当該不足する額を厚生労働大臣に申し出たものとする。

4 一 令和四年度の末日における財政安定化基金の残高

二 次のイからハまでに掲げる額の合算額

イ 令和五年度中に都道府県が法第四百四十七条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額（前項の規定を適用しないとしたならば、同年度において見込まれる額とする。）の総額

ロ 令和五年度中の都道府県内の各市町村の基金事業借入金の償還見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

ハ 令和五年度中の法第四百四十七条第七項に規定する収入の見込額（同年度において見込まれる額とする。）

三 次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ 令和五年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業交付金の見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

ロ 令和五年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業貸付金の見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

四 令和三年度から令和五年度までの計画期間における令和五年度基金残高不足都道府県に係る第十二条第一項、第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「第一号」とあるのは、「当初見込拠出金の額（第一号）と、「とすると」とあるのは、「をいう。」及び期中追加拠出金の額（当該都道府県の附則第三条の二第六項に規定する不足する額の三分の一と相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める

額に同号に掲げる率を乗じて得た額をいう。)の合算額とする」と、同項各号中「見込額」とあるのは「見込額(令和二年度において見込まる額とする。)」と、「都道府県内標準給付費等総額」とあるのは「(当初見込都道府県内標準給付費等総額)と、同条第二項中「市町村の拠出金の額」とあるのは「市町村の同項に規定する当初見込拠出金の額」と、同条第四項及び第六項中「第一項第一号に掲げる額」とあるのは「第一項の厚生労働大臣が定める額及び同項第一号に掲げる額の合算額」とする。

前項の令和五年度基金残高不足都道府県は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額に不足する都道府県であつて、当該不足する額を厚生労働大臣に申し出たもの(第二項に規定する令和四年度基金残高不足都道府県を除く。)とする。

一 令和四年度の末日における財政安定化基金の残高

二 次のイからハまでに掲げる額の合算額

イ 令和五年度中に都道府県が法第四十七号第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額(前項の規定を適用しないとしたならば、同年度において見込まれる額とする。)

ロ 令和五年度中の都道府県内の各市町村の基金事業借入金の償還見込額(同年度において見込まれる額とする。)の総額

ハ 令和五年度中の法第四十七条第七項に規定する収入の見込額(同年度において見込まれる額とする。)

三 次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ 令和五年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業交付金の見込額(同年度において見込まれる額とする。)の総額

ロ 令和五年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業貸付金の見込額(同年度において見込まれる額とする。)の総額

(法附則第十一条第一項の取り崩すことができる額)

第四条 法附則第十一条第一項の規定により都道府県が取り崩すことができる財政安定化基金の額は、平成二十三年度の末日における財政安定化基金の残高から、平成二十四年度から平成二十六年度までの間ににおける財政安定化基金による基金事業交付金の見込額及び基金事業貸付金の見込額の合計額を控除して得た額を限度とす

(平成三十一年度の概算負担調整基準額)
第六条 平成三十一年度の法附則第十二条第三項に規定する政令で定める額は、四万三千八百四十円とする。
第七条 平成三十一年度の法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。
(平成三十一年度の法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合)
第八条 平成三十一年度の法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。
(平成三十一年度の確定負担調整基準額)
第九条 平成三十一年度の法附則第十三条第三項に規定する政令で定める額は、三万九千三百四十八円とする。
(平成三十一年度の確定負担調整基準額)
第十条 平成三十一年度の法附則第十三条第三項に規定する政令で定める額は、四万百一十九円とする。
(平成三十一年度の法附則第十三条第八項に規定する政令で定める割合)
第十二条 平成三十一年度の法附則第十三条第八項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。
(平成三十一年度の法附則第十三条第八項に規定する政令で定める割合)
第十三条 平成三十一年度の法附則第十三条第三項に規定する政令で定める額は、七万二千百十五円とする。
(令和元年度の概算負担調整基準額)
第十四条 令和元年度の法附則第十四条第三項に規定する政令で定める額は、六万六千八百七十円とする。
(令和元年度の確定負担調整基準額)
第十五条 令和元年度の法附則第十五条第三項に規定する政令で定める額は、四万三千八百四十円とする。

附 則（平成二年六月七日政令第三〇九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附 則（平成一四年八月三〇日政令第二八二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。
附 則（平成一四年九月四日政令第二九四号）
（施行期日）
この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則（平成一四年一二月四日政令第三五九号）
（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一五年九月一〇日政令第四〇四号）抄
（施行期日）
この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則（平成一六年三月三一日政令第一一一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。
附 則（平成一七年八月三一日政令第二九〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。
附 則（平成一八年三月三一日政令第二八五五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則（平成一八年三月三一日政令第二一六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則（平成一九年一二月一四日政令第三六九号）抄

第一条 (施行期日) (平成二〇年三月三一日政令第一号)の政令は、平成二十一年一月四日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月四日政令第二一六号) 抄
(施行期日)
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月二四日政令第三二八号) 抄
(施行期日)
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年一月二八日政令第一〇号)
この政令は、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年五月一日)から施行する。

第一条 (この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。)
附 則 (平成二六年一二月一二日政令第三九七号) 抄
(施行期日)
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日政令第一三八号) 抄
(施行期日)
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年四月一〇日政令第二一号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

第二条の規定による改正後の介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第三条の二の規定は、平成二十七年度分の繰入金から適用する。

附 則 (平成二八年二月一九日政令第四号)

この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。
附 則 (平成二八年九月一四日政令第三〇号) 抄 (施行期日) この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
附 則 (平成二九年二月一五日政令第二〇号) (施行期日) この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成二八年一〇月二一日政令第六三三五号) (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二八年一〇月二一日政令第三六号) (施行期日) この政令は、平成二十九年三月一七日政令第三

1 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。 (経過措置)
2 第一条の規定による改正後の介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(以下この項において「新令」という。)第一条の三(第五項及び第六項を除く。)の規定は、平成二十八年度分の介護保険法第二百二十二条の二第二項の規定による交付金から適用し、新令第一条の三第五項及び第六項の規定は、平成三十年度分の当該交付金から適用する。
附 則 (平成二九年六月三〇日政令第一七七号) 抄 (施行期日) この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。
附 則 (平成二九年八月一四日政令第二二三号) (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
1 (経過措置) 平成二十八年度における被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。次項において同じ。)及び健康保険法(大正十一年法律第七十号)第一百二十三条第一項の規定による保険者としての保険者の保険の保険者としての協会」という。)に係る介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

3 平成二十八年度における被用者保険等保険者数の算定について準用する。この場合において、法附則第十二条第八項中「年度ごとに特定協会に係る健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。
附 則 (平成二九年一月二二日政令第五二八五号) 抄 (施行期日) この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
附 則 (平成三〇年三月二二日政令第五六号) 抄 (施行期日) この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
附 則 (平成三〇年三月三〇日政令第一一二号) (施行期日) この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
附 則 (平成三一年三月二九日政令第一一八号) (施行期日) この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成三一年三月三〇日政令第一四〇号) 抄 (施行期日) この政令は、平成三十一年三月三〇日から施行する。
1 (施行期日) この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 (令和二年一月二四日政令第三八〇号) 抄 (施行期日) この政令は、令和三年四月一日から施行する。
附 則 (令和二年一月二四日政令第三六七号) (施行期日) この政令は、令和三年一月一日から施行する。
附 則 (令和二年一月二四日政令第三八〇号) 抄 (施行期日) この政令は、令和三年四月一日から施行する。
附 則 (令和三年三月三一日政令第九七号) (施行期日) この政令は、令和三年八月一日から施行する。
附 則 (令和四年一月一九日政令第二七三号) (施行期日) この政令は、令和六年四月一日から施行する。
附 則 (令和四年三月二十五日政令第二三号) (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和五年一二月二七日政令第三八三号) (施行期日) この政令は、令和六年四月一日から施行する。
附 則 (令和六年一月一九日政令第一三一号) (施行期日) この政令は、令和六年四月一日から施行する。
附 則 (法附則第十二条第八項の規定は、法附則第十一条第八項中「年度ごとに特定第二号被保険者見込数等の算定への平成二十九年度及び平成三十年度の算定方法の準用」)